

議 案 第 10 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

診療科の専門性を高めることに伴い、診療科目を整備するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表を次のように改める。

松戸市立総合医療センター	松戸市立福祉医療センター東松戸病院
内科	内科
血液内科	呼吸器内科
呼吸器内科	脳神経内科
外科	外科
消化器外科	整形外科
乳腺外科	リハビリテーション科
小児科	泌尿器科
新生児内科	眼科
産婦人科	耳鼻いんこう科
整形外科	婦人科
眼科	精神科
耳鼻いんこう科	歯科口腔外科
泌尿器科	
リハビリテーション科	
放射線科	
脳神経外科	
小児脳神経外科	
皮膚科	
脳神経内科	
循環器内科	
麻酔科	
小児外科	
心臓血管外科	
小児心臓血管外科	
消化器内科	
形成外科	
精神科	
化学療法内科	
呼吸器外科	
救急科	
病理診断科	
歯科口腔外科	

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。